

薬生食輸発0109第1号  
平成31年1月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(フランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年1月20日付け薬生食輸発1220第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、フランス産りんごジュースの自主検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、フランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成31年1月9日	フランス	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	SAPP MAXIM'S